

福岡陸協における競技会等活動における個人情報の取扱いに関する規定

福岡陸上競技協会

1 目的

本規定は、選手・監督及び関係者の個人情報を保護すること共に、陸上競技における選手の活躍等を広報し、陸上競技を普及することを目的として規定を設ける。

2 規定

- 1) 本協会の主催する競技会に参加する選手・監督及び関係者は、氏名、所属、映像等の競技会に関わる情報に関して、主催者が一定の範囲内で公開することに同意して競技会に申し込み、参加するものとする。一定の範囲内とは、プログラム、競技中の映像、主催者が認めた報道機関や撮影、試合結果等を、ホームページ、報道等において公開することについて指すものとする。
- 2) 本協会の主催する競技会においては、関係するすべての人の個人情報について、最大限に配慮し、その保護に努めるものとする。
- 3) 競技会等により、主催者が映像等の取り扱いを認めない行事も設定することができる。実施に際しては、各大会では、事前に大会要項や競技注意事項等に個人情報の取り扱いについて、説明し、申し込みに同意欄を設けるなど、同意を得て実施すること。同意が難しい選手等がいる場合、別紙様式にある「大会等における画像・動画等個人情報の掲載許諾不可の申出書」等を活用し、選手保護を行うこと。
- 4) 主催者の撮影する動画や大型ビジョンの映像等は、主催者が報道及びインターネット上に、陸上競技を普及啓発することを目的に、公開することがある。
- 5) 大型ビジョン映像を含む、公開した映像等は、取得した各個人が記録や競技の参考として、使用することは認めるが、2次的な配信や加工等を加えて広く公開することは、認めない。

規定作成 令和3年 7月 7日